

納入仕様書

御中

品名 太陽電池モジュール

型式 STP090S-12/Jdb+

注意事項

納入仕様書を2部提出いたしますので、受領をご確認の上、1部を当社宛てにご返却お願い致します。

ご受領印欄

発行印欄

朱印なきものは「ご参考用」

ご返却のない場合は、「ご参考用」として取り扱わせて頂きます。

サンテックパワージャパン株式会社
東京都新宿区西新宿 3-6-11 西新宿 KSビル 6F
電話(03)3342-3838

品名 太陽電池モジュール		型式 STP090S-12/Jdb+	仕様書番号 SS0486-090/00		
添付図面					
1. 外形図 100629-4*					
STP090S-12/Jdb+ 100629-4B					
特記事項					
1. TuV 認証品					
2. JET 認証品					
仕様の変更					
仕様書の内容に変更が生じた場合、改訂を表す仕様書番号の下2桁の数字「/ **」を更新して変更内容と対応させます。					
尚、本仕様書の記載内容に影響を与えない範囲での変更については、お知らせすることなく変更させて頂く場合がございます。					
改番	改定日	変更内容	承認	照査	作成
/00	10/05/27	新規作成	黒田	重田	外島

1.適用範囲

本仕様書は結晶系太陽電池モジュール「STP090S-12/Jdb+」について適用する。
尚、本仕様書に明記されていない性能項目については、IEC 61215 ed.2 に基づくものとする。

2.使用条件

特に指定のない限り、標準使用状態を次の範囲とする。

- (1) 周囲温度 -20 ~ +40
- (2) 周囲相対湿度 45 ~ 95 %RH
- (3) 耐荷重 正圧荷重 5400Pa(550kgf/m²)以下
 上記値は、モジュールをレール4本で固定した場合
 負圧荷重 2400Pa(244kgf/m²)以下
 上記値は、モジュールをレール2本で固定した場合
- (4) 設置方位 南面、西面、東面(北面は除く)
- (5) 特殊環境 過度の煙、じんあい、塩水の飛沫等に曝されないこと

3.電気的性能

3.1 出力特性

表 1 出力特性

項目	公称値	許容差
	STP090S-12/Jdb+ 100629-4B	
公称最大出力/ Pmax (W)	90	公称値の±5%
公称最大出力動作電圧/ Vpm (V)	18.0	-
公称最大出力動作電流/ Ipm (A)	5.00	-
公称開放電圧/ Voc (V)	22.4	公称値の±10%
公称短絡電流/ Isc (A)	5.29	公称値の90%以上

モジュールの測定値は標準状態にて測定し、基準状態に換算したとき表 1 を満たすものとする。

- (1) 標準状態: モジュール温度 15 ~ 35
 放射照度 1000 ± 50W/m²
- (2) 基準状態: モジュール温度 25
 分光分布AM 1.5、全天日射基準太陽光
 放射照度 1000W/m²

3.2 最大システム電圧 DC1000V

3.3 絶縁性能

表2 絶縁性能

項目	性能	試験方法
絶縁抵抗	100M 以上	モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠又は接地端子間を絶縁抵抗計で測定する。(1000V ｶﾞ)
耐電圧	絶縁破壊などの異常がないこと	モジュールの出力端子を短絡し、同端子と枠又は接地端子間に(最大システム電圧の 2 倍 + 1000V) × 120%の直流電圧を 1 秒間印加する(耐圧試験器使用)

耐電圧試験方法は、UL1703 に準拠。

4.構造

4.1 外形寸法及び質量

表3 外形寸法と質量

項目	STP090S-12/Jdb+
外形寸法 [mm]	818(H) × 808(W) × 35(D)
質量 [kg]	7.8

5.出荷検査

5.1 電気的特性

3.1 出力特性、3.3 絶縁性能試験を全太陽電池モジュールに対して確認する。

5.2 外観

傷、汚れ等、著しく商品価値を損なわないものとする。

また、その細則は弊社基準に基づくものとする。

6.梱包方法

特に指定のない限り、弊社指定の梱包材に梱包し出荷するものとする。

7.安全上の注意

- 7.1 太陽電池モジュールを、特に高い安全性が要求される原子核制御システム、宇宙用機器、車両(航空機、列車、自動車、船舶)の制御と安全性に関わるユニット、医療機器、安全機器などの電力供給源での使用はしないこと。
- 7.2 太陽電池モジュールの解体・改造及び、修理は行わないこと。
- 7.3 太陽電池モジュールを直列に接続すると、120VDC の安全低電圧を超えることになります。

8.使用上の注意

- 8.1 太陽電池モジュールの設置と保守のために、電気部品及び、電気システムの設置を対象とした、規制と安全指示及び、系統運用者の規則と規制を遵守すること。
- 8.2 太陽電池モジュールが影になるような設置は避けること。
- 8.3 太陽電池モジュールの温度特性を考慮したなかで、最大システム電圧を超えないようにすること。
- 8.4 いかなる場合においても、反射器またはレンズなどで人為的に集中された太陽光を太陽電池モジュールに照射しないこと。
- 8.5 太陽電池モジュールを建材として使用する場合は、設置を対象とした、安全指示及び、規制や規則に従うこと。
- 8.6 太陽電池モジュールを設置する際に、太陽電池モジュールにねじれがないようにすること。
- 8.7 太陽電池モジュールを設置する際に、出力ケーブルをアルミ枠などにはさまないこと。
- 8.8 感電の恐れがあるため、太陽電池モジュールが太陽光などの光源に照らされて発電している状態では、出力ケーブル及び端子台など電極部を素手で触らないこと。
- 8.9 太陽電池モジュールの端面は吸湿性があり、太陽電池モジュールが劣化する可能性があるため、端面が長期的に水に浸るような設置方法を避けること。又、太陽電池モジュールの端面をシールすること。
- 8.10 雷に対する対策を必要に応じて施すこと。
- 8.11 断線する可能性があるため、太陽電池モジュールの出力ケーブルを引っ張らないこと。
- 8.12 硝子が破損し、けがや感電の恐れがあるため、太陽電池モジュールの硝子面に衝撃を与えないこと。
- 8.13 硝子及び太陽電池内部素子が破損する可能性があり、又、足を滑らす可能性があるため、太陽電池モジュールを設置する際に硝子面に乗らないこと。

9.その他

本仕様書に疑義が生じた場合、双方協議の上決定するものとする。